

SDGs 未来都市計画の改定に係る基本的な考え方

平成 30 年 11 月 9 日
内閣府地方創生推進室

- ・国から選定された SDGs 未来都市は、国とも連携しながら、選定時の提案内容を具体化した 3 か年の SDGs 未来都市計画（以下「計画」という。）を策定し、計画に基づく取組を推進することとしています。
- ・この計画について改定を行う場合には、以下のとおり、改定作業を進めるようお願いいたします。

1. 計画改定の考え方

SDGs 未来都市計画は、公募により国から選定された都市・地域が、選定時の提案内容をもとに、今後 3 か年の取組等を具体化したものです。

この計画をより実効性の高いものとするためには、自治体 SDGs 推進評価・調査検討会（以下「検討会」という。）及び自治体 SDGs 推進関係省庁タスクフォース（以下「タスクフォース」という。）からの助言や、多様なステークホルダーとの議論等を踏まえ、取組の改善や具体化に向けて適宜計画を改定することが必要だと考えられます。

また、SDGs 未来都市は、都市・地域からの提案に基づき選定されたものであることから、選定時の提案内容（目標設定や取組等）の実現に向けて努力することが求められます。ただし、目標設定や取組等の変更について、十分な必要性が有る場合には、その理由と今後の対応方針を示し、2. の助言を踏まえたうえで、計画を改定するものとします。

2. 計画改定に係る助言

計画の改定に当たっては、計画策定時と同様、内閣府が内容を確認し、必要に応じて内閣府、検討会及びタスクフォースが助言を行うものとします。SDGs 未来都市は、これらの助言を踏まえ、計画を改定してください。

3. 計画改定の時期

計画の改定は、内閣府及び検討会が行う毎年の進捗評価の時期に合わせて行うことを基本とします。

ただし、十分な必要性が有る場合には、上記の時期以外においても、SDGs 未来都市からの申し出により、計画を改定することができるものとします。その際は、計画の改定を行う旨、内閣府へ御連絡いただき、内閣府が指定する資料等を提出してください。

なお、内閣府、検討会及びタスクフォースからの助言は、SDGs 未来都市からの資料提出から約 1 か月後を想定しています。

4. 改定した計画の公表

改定した計画は、SDGs 未来都市のホームページ等での公表をお願いいたします。その際、改定箇所や改定理由についても概要がわかるよう、参考資料を添付してください。

以上